

## 第33回甲府地方・家庭裁判所委員会議事概要

日時：令和元年11月27日（水）午後2時から午後4時まで
場所：甲府地方・家庭裁判所大会議室
出席者：  地方裁判所委員・家庭裁判所委員（五十音順） 石塚委員，久津間委員，小林委員，櫻井委員，去石委員，清水委員，關本委員，辻村委員，土橋委員，中條委員，根津委員，保坂委員，細田委員，松本委員，三木委員，森元委員，山崎委員，横山委員，渡辺委員  甲府地方裁判所 高瀬民事首席書記官，更科刑事首席書記官，宮脇甲府簡易裁判所庶務課長，佐野主任書記官，田崎事務局長，本田事務局次長，菅原総務課長，岡野会計課長，中島総務課課長補佐  甲府家庭裁判所 石川首席家庭裁判所調査官，新井首席書記官，君野訟廷管理官，戎事務局長，中沖事務局次長，金杉総務課長，後藤総務課課長補佐（書記）
議事テーマ 1 調停制度の活用について 2 裁判所職員の採用について
（次回期日及びテーマは今後調整）

### 1 新任委員の挨拶

石塚委員，去石委員，清水委員，關本委員，中條委員，根津委員，保坂委員，松本委員，三木委員，山崎委員，横山委員

### 2 議事

#### (1) 調停制度の活用について

- ア 甲府家庭裁判所訟廷管理官及び甲府簡易裁判所主任書記官による調停制度の概要及び裁判所が実施した近時の調停制度に関する広報活動に関する説明
- イ 委員長による簡易裁判所の調停・訴訟の統計資料に関する説明
- ウ 質疑・応答，意見交換

【発言者の表示 ◎：委員長，○：委員，□：裁判所】

- ◎ 近年の民事調停事件の申立件数は減少傾向にあるが，民事調停制度の周知不十分が原因の一つになっているとすれば懸念すべきと考え，甲府簡易裁判所は，調停制度の広報活動に力を入れてきており，裁判所職員が市町村等の消費者相談窓口や警察署等，市民同士の身近なトラブルに接する所に出向き，調停制度の説明を行っている。一般向けには，調停協会は，毎年無料調停相談会を開催している。更に効果的な広報活動についてアイデアがあれば伺いたい。
- 全国と比較して山梨県の訴訟件数が少ないことには何か理由があるか。
- 多重債務者の問題では，特定調停事件が利用されてきたが，民事再生手続ができたことで，これまで個別交渉に応じなかった消費者金融が任意の債務整理に応じるようになってきた。過払金返還では，平成23年頃までは訴訟が利用されてきたが，次第に任意の返還に応じる消費者金融も増えてきた。債務者の抱える問題に対応する解決方法のバリエーションが増えてきたことで，裁判によらずに任意で解決できるケースが増えてきていることも要因ではないか。
- 統計の分析にもよるのではないか。以前は，弁護士は簡易裁判所の事件を受任することは少なかったが，最近では，弁護士も簡易裁判所の事件を多く受任しており，以前よりも簡易裁判所の事件が減少しているという印象はない。
- ◎ 様々な要因があるが，山梨県内における訴訟と調停の割合を見ると，全国と比較して調停の方が多傾向と言えそうである。
- 調停制度は，公証制度とどのような違いがあるのか。
- ◎ 公証役場における公正証書の作成とは，既に当事者間で合意が整っているも

のを公に認証する制度であるが、民事調停は、当事者間の紛争を裁判所が間に入って解決する制度である。調停で合意に至れば、合意内容を記載した調停調書を作成する。調停調書は、確定判決と同じ効力があり、内容によっては強制執行が可能である。公正証書も、内容によっては公正証書に基づく強制執行が可能である点は調停調書と同様だが、予め当事者間で合意が整っていなければ公正証書は作成できない。

- 当事者双方に調停に参加する意思がなければ、調停手続は始められないという理解でよいか。
- ◎ 調停手続は、当事者の紛争の間に裁判所が入って合意を目指す制度であり、合意に至らなければ調停不成立となる。両当事者が調停の席に着かなければ合意以前にそもそも話合いができないので、当事者双方が調停の席に着くことが非常に重要である。
- 調停手続の利用者の権利意識の高まりや、メディアやインターネット等からの情報もあって、紛争が多様化しているように思う。調停が成立するためには当事者双方の歩み寄りが必要だが、歩み寄りを促すために、調停委員は当事者双方の話を良く聞くことを心掛けている。また、当事者双方に対しては、紛争解決のためには、相手の話にも耳を傾け、歩み寄る必要があると話している。
- 調停協会が開催している無料調停相談会には多数の相談者が来場されるが、山梨県の土地柄か、実際に調停の申立てを検討するに至る相談者は少ない。自分の話を聞いてもらうことで、ある程度満足されているのではないか。
- 訴訟は終局までに時間を要するが、調停は、事案によっては数か月程度で合意できる場合もあると聞く。訴訟よりも調停の方がふさわしい事案が訴訟で申し立てられ、そのため訴訟の件数が増加し、このことが原因で訴訟手続が長期化しているということはあるか。また、調停手続の利用者減少の原因が制度の周知不足だとすると、制度周知により調停手続の利用者が増加することで、逆

に調停手続が長期化してしまわないか。

- ◎ 調停は、訴訟と比べては概ね早期に終局するとは言えるが、事案によっては1年程度を要する事案もある。調停の件数増加による審理期間への影響はあり得るが、裁判所は、件数増加にも対応できるよう態勢を整えている。
- 家事事件でも民事事件でも、裁判所に持ち込まれる紛争は、本来的には話し合いになじむ事案が多い。特に家事事件は、基本的には全ての事案で話し合っ合意に至ることが望ましいと思う。
- ◎ 裁判官は判決をするものだと思われているが、民事事件では、判決の前に和解勧告をすることがある。事案にもよるが、和解は、今後の両当事者の関係をどうするかを前向きな視点で考えてもらうものと言え、その意味でも和解勧告をすることが多い。ただ、山梨県はコミュニティの力が強いのではないかと思われ、裁判所に来る前に、既に地域や親族など人間関係の中での話し合いを経ていることが多いし、弁護士に依頼して示談が成立することも多く、そうなる結果として調停申立てはされないことになるであろう。
- 調停は、訴訟と異なり、手続が非公開のため、ニュースなどで報道されることがあまりない点も、国民に知られていない原因の一つではないか。
- 調停の利用件数は、30年前の件数と比較すると近年はかなり減少しているようだが、30年前よりも現在の方が調停制度の周知が進んでいるはずなのに、どうして減少しているのだろうか。
- ◎ 30年前よりも現在の方が件数が減少している理由として直ちに思い当たる点はない。
- 統計数値の「受理件数」というのは、申立件数のことか。相手が出て来なければ調停は開かれないと思うが、その件数も含むのか。
- ◎ 相手方不出頭の場合も含め、調停が申し立てられた件数のことである。
- 合意で解決した事案は、どの程度の割合か。

- ◎ 庁や年度によって異なるが、民事調停でいうと、合意も含めて実質的に解決した事案は、平均的に全体の約6割程度という統計資料がある。
- 「受理」という意味では、裁判所は行政官庁と異なり、申し立てられれば原則として受理することとなる。
- 調停の席に一度でも相手方が出席する事案は、どの程度の割合か。
- ◎ 家事事件では、8、9割は出席されているという印象である。
- 民事調停でも同程度という印象である。初回の調停に相手方が欠席しても、調停期日は行い、申立人の話を聞いている。1回目では打ち切らず、2回目を決めて相手方を再度呼び出すことが多い。
- ◎ 家事調停には、家庭裁判所調査官による出頭勧告という制度がある。
- 調停事件の件数の減少に伴い、調停委員の数も減少しているのか。
- 退任する調停委員の人数と、新たに調停委員に任命される人数とを比較すると、やや減少しているとは言えるのではないかと思う。
- ◎ 調停委員の人数は、事件数に応じた適正な人数になるような調整も必要ではあるが、様々な分野の調停委員を整えているので、ぜひ活用していただきたいと考えている。
- 調停には、代理人も出席できるのか。
- ◎ 代理人弁護士は、必ず出席できる。裁判所の手続の上で正式に代理人と認められた方も出席できる。
- 調停手続は、どのように進められるのか。
- ◎ 家事調停では、当事者双方同席ではなく、順番に事情を伺うことも多い。また、必要に応じて、呼び出す時間、帰る時間をずらす、調停室を分けるなど、万が一の事態が生じないように裁判所としても様々な配慮をして進めている。
- 民事調停では、家事調停と比べると当事者双方同席での調停進行が多いが、双方から個別に事情を伺うことも多い。また、民事調停でも、調停期日が終了

した際に当事者双方が顔を合わせて紛争にならないように、帰る時間をずらすなどの配慮をしている。

- 模擬調停イベントが参加者に好評のようだが、裁判所内で実施するのではなく、もっと広い会場で開催して募集定員を増やし、多くの方に模擬調停を経験していただければ、参加者からの口コミも期待できるのではないかと思う。
- ◎ 現在実施している無料調停相談会は、現実に困りごとを抱えている方が対象になるが、より広く一般の方に調停制度を知識として知ってもらうためには、そのようなイベントも効果的かもしれない。裁判所のイベント情報は、市町村の広報誌に掲載依頼をしている。今後、調停制度についても、市町村の広報誌に、載せてもらいやすい形を工夫して、情報の掲載依頼をする予定である。
- 調停制度の周知は、当事者だけでなく、企業等の使用者側に対し、従業員が抱えるトラブルの解決方法という視点で働き掛けることも検討できないか。従業員が私生活でトラブルを抱えていると労働生産性が下がるため、使用者側は、トラブルを解決して生産性を上げる働き方をしてもらいたい。働き方改革により休暇を取得しやすくなるなど、調停を利用しやすい環境も整ってきている。使用者側に調停制度を周知すれば、従業員が抱えるトラブル解決の一つの方法として利用してもらえないのではないか。
- ◎ 企業へのアプローチについても今後検討したい。

## (2) 裁判所職員の採用について

ア 甲府地方裁判所事務局総務課課長補佐による裁判所職員の職種、採用試験制度に関する説明

イ 質疑・応答，意見交換

【発言者の表示 ◎：委員長，○：委員，□：裁判所】

- ◎ 裁判官が裁判をするには、裁判所書記官や家庭裁判所調査官といった裁判官

以外の職員が不可欠であり、裁判所の将来にとって優秀な人材確保は非常に重要な課題であると考えている。

- 家事調停では、手続の利用者の権利意識の高まりや男性の育児参加などから、複雑困難な事案や、子を巡る激しい紛争が増えているが、家庭裁判所調査官は、調停期日の立会いや、子の状況を調査するなど、家事調停手続において非常に重要な役割を果たしている。裁判所書記官も、高い法律的知識を持った専門職である。就職を考えたときに、裁判所職員に興味のある方がおられたら、ぜひチャレンジしていただきたい。
- ◎ 家庭裁判所調査官は、家庭裁判所の家事事件や少年事件において、心理学を始めとした行動科学分野等の専門的な知見や技法を活用して、紛争の原因やこれからの在り方について調査活動をするが、専門知識については、採用後の研修で高い専門性を身に付けることができるので、素養の高い方にぜひ受験してもらいたい。裁判所書記官の法律知識についても同様である。
- セミナーや就職説明会の形ではなく、大学の教養科目などの授業の中で、現役の裁判所職員が裁判の仕組みや職種の説明、仕事のやりがいや面白みについて講義をすると、学生は興味を持つのではないか。
- 最近の大学のカリキュラムは非常に忙しく、授業のコマを割くことは難しいかもしれないが、現役職員の生の声が聴けることは、学生にとっては非常に良い刺激になるので、そのような機会が確保できると良いと思う。
- 紛争当事者の間に入る裁判所職員の仕事というのは、心理的プレッシャーが非常に大きく、精神面のケアやメンテナンスが必要だと思うが、どのような制度があるか。
- 健康管理に関する講習会を年2回開催し、外部講師によるメンタルヘルスのセルフケアの講習を行うなどしている。また、インターネットを利用したストレス状態のチェックや、カウンセリングの制度もある。

- ◎ 裁判所の仕事は裁判官，裁判所書記官，家庭裁判所調査官，調停委員など複数の職員がチームで進めることが多いので，チーム内でコミュニケーションを取って，メンタルケアだけでなく仕事上の困難な点などについても相互にフォローし合っている。
- 裁判所に採用された職員は，高等裁判所の管轄区域内で勤務することになるが，採用された都道府県内での異動も多く，上位ポストに昇進するにつれて県を異にした異動が行われることがあるとのことだが，裁判所の職員は女性の割合が高く，子育て中の職員の異動は難しいのではないか。
- ◎ 裁判官と家庭裁判所調査官は，高等裁判所管内に限定されず，全国に異動する可能性がある。人事異動は避けては通れない問題ではあるが，仕事と家庭が両立できるような配慮がされており，そのため，裁判所では人事異動に向けた面談が手厚く行われている。
- 私自身は転勤族で，かなりの回数の異動を経験しているが，異動をマイナスとは捉えておらず，むしろ楽しんでいる。様々な可能性や選択肢を示すことが肝心ではないか。
- 就職先を考える際，最終的に決め手になるのは，報酬とやりがいではないか。報酬は，裁判所が決められることではないが，やりがいの点は，アピールの方法にもよるのではないか。裁判所職員は，一般的には裁判官の補佐役というイメージが持たれているが，裁判手続に対して様々な側面から主体的に関与していることをもっとアピールすれば良いのではないか。例えば，採用時の「家庭裁判所調査官補」という呼称は，「補」が付くことで見習いのような一段下のイメージを持ってしまう。このようなところからもイメージを変えていけないか。
- 裁判所職員採用のライバルは，一般行政職だと思うが，一般の学生にとって裁判所はなじみが薄い。裁判所職員は，専門知識に基づいたプロフェッシ

ョナルとして仕事をする点をもっとアピールし、格好良さを見せられると訴求力が高まるのではないか。また、最近では学校教育の現場が非常に厳しいことが知られており、教育学部の学生であっても、特に優秀な学生ほど教員を志望しない。子どもが好きで、専門的知見を活用して活躍できる家庭裁判所調査官という仕事は、教育学部出身の学生には絶好の職種である。これまでは裁判所と教育学部とはあまり接点がなかったが、相互に交流を深めていくと、教育学部は多彩な人材の供給元になれるのではないか。

- ◎ 資料にあるように、裁判所の休暇の取得日数は、民間企業や他の国家公務員と比較しても多く、働きやすい職場環境と言えらると思うが、これは、裁判所の仕事が楽だということではなく、働き方改革を進め、事務の効率化をPDCAサイクルで見直し、改善を続けて働きやすい環境を整備している結果であることも申し添えておきたい。
- 採用試験の申込者数の推移を見ると、極端に少ない年があるが、これには何か要因があるのか。
- 全体としては、景気の影響もあると思われるが、他の行政官庁や都道府県、市役所などとの関係の影響も考えられる。極端に少ない年については、他の公務員試験の日程と重複したことが原因の一つと考えられている。
- 裁判所の採用広報用パンフレットでは、魅力ややりがい前面に出されているが、裁判所は紛争が持ち込まれる場所で、そのような職場で働くことのストレスはとて高いのではないかと思う。離職率はどうか。
- ◎ 印象で言えば、辞める職員はほとんどいない。
- 最近の学生は、インターネットなどで各職場の情報を収集している。魅力の発信も重要だが、実際に採用されてからギャップが生じるより、生の雰囲気や仕事の大変さをしっかりと伝えたほうが、優秀な学生には訴え掛けるのではないか。また、裁判所の採用広報用パンフレットに障害者雇用などについても記

載して、職員の多様性をアピールすることも有用ではないか。

- ◎ 紛争の間に入る裁判所職員の仕事は、決して楽な仕事ではないが、大変な分調停が成立するなど紛争が解決したときの達成感も非常に大きい。それがやりがいになるという点も含めてアピールしていきたい。